

### 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長</p> <p>(国税11・地方税12(自動連動))、(所得税:外、法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)</p>
2	要望の内容	<p><b>【要望事項】</b></p> <p>適用期限を2年間延長する。</p> <p><b>【制度概要】</b></p> <p>中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度に、全額損金算入できる制度。</p>
3	担当部局	総務省 情報流通行政局 情報流通振興課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成15年度 創設</p> <p>平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円とした上で2年間の延長(平成20年3月までの適用期間の延長)</p> <p>平成20年度 2年間の延長(平成22年3月までの適用期間の延長)</p> <p>平成22年度 2年間の延長(平成24年3月までの適用期間の延長)</p> <p>平成24年度 2年間の延長(平成26年3月までの適用期間の延長)</p>
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業は、地域経済活性化の中心的役割を担う存在であるとの認識の下、今般の、短期間での消費税率の二段階の引上げが行われる中で中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと」とされている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】</p> <p>V. 情報通信(ICT政策)</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の推進</p> <p>VI. 郵政行政</p> <p>郵政行政の推進</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、特に経理人員が少ない小規模企業(従業員数20人未満の企業での経理人員は1.4人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数20人未満の企業を小規模企業とする。)をメルクマールとして、個人事業主に関して</p>

			<p>は、平成 28 年度に実施する「個人企業経済調査」(総務省)での従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合 5 割への到達を目指す。また、法人に関しては、平成 28 年度に実施する中小企業庁のアンケート調査での従業員数 20 名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20 名以上の法人の水準である 9 割への到達を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》  個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員 20 名未満の事業者におけるパソコン利用割合  法人: 中小企業庁が実施するアンケート調査での従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  中小企業、とりわけ規模の小さな企業では、資金調達環境が厳しく、新規顧客の開拓も困難な一方で、経理担当の人員が少なく適切な経営状況の把握もままならない状況にあり、効率的に事務を行うことが必要となっている。  本措置により、減価償却資産管理などの納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等事務の効率化に資する設備投資が促進されることにより、経理担当人員が少ない中小企業でも、必要な時期に、より正確な経営状況の把握を可能とし、事業見通しの分析や財務諸表の信用力を向上させることによって、資金調達環境の改善や新規顧客の開拓に寄与し、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化が図られる。</p>																						
8	有効性等	① 適用数等	<p>○適用者数</p> <p>平成 23 年度 424,751 社</p> <p>○損金算入額</p> <p>平成 23 年度 2,347 億円</p> <p>(出典)  「平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p> <p>○少額減価償却資産の特例の利用業種</p> <table border="1"> <tr> <td>業種</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>運輸通信公益事業</td> <td>卸売業</td> <td>小売業</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>10.9</td> <td>19.0</td> <td>3.3</td> <td>8.9</td> <td>10.2</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>業種</td> <td>不動産業</td> <td>料理飲食旅館業</td> <td>サービス業</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>6.0</td> <td>4.8</td> <td>32.5</td> <td>4.5</td> </tr> </table> <p>(出典)  「平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p>	業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業	割合(%)	10.9	19.0	3.3	8.9	10.2	業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他	割合(%)	6.0	4.8	32.5	4.5
業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業																				
割合(%)	10.9	19.0	3.3	8.9	10.2																				
業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他																					
割合(%)	6.0	4.8	32.5	4.5																					
		② 減収額	<p>○減収額</p> <p>▲258 億円</p> <p>※「『租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書』(平成 23 年度)を基に試算した減収額(実績推計)」による。</p>																						

		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年4月～平成26年3月)      本措置を利用した中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <p>・回帰分析による定量分析      少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上が0.20%(※)増加する。</p> <p>(※)平成25年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)の平成24年度税制利用のデータより分析      (重回帰分析結果)  <math>LN(\text{一人当売上高} / \text{従業員数}) = 7.57^{**} + 0.076LN(\text{設備投資額} / \text{従業員数})^{**} + 0.20LN(\text{少額特例利用額} / \text{従業員数})^{**} - 1.47 \text{ダミー農林水産業}^{*} + 0.26 \text{ダミー鉱業} + 0.24 \text{ダミー建設業} - 0.02 \text{ダミー製造業} - 0.53 \text{ダミー情報通信業}^{**} - 0.33 \text{ダミー運輸業}^{*} + 0.76 \text{ダミー卸売業・小売業}^{**} + 0.83 \text{ダミー不動産業}^{**} - 0.23 \text{ダミー飲食・宿泊業} - 0.43 \text{ダミー医療、福祉業} - 0.39 \text{ダミーその他サービス業}^{**}</math>      (備考)*:5%有意水準、**:10%有意水準、補正<math>R^2=0.389</math></p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年～平成24年)      中小企業におけるパソコン利用割合は上昇傾向にあることから本特例措置による一定の効果が見られているものの、設備投資が抑制されている中で、中小企業全体で見れば、パソコン等の導入が十分とは言い切れない。</p> <p>＜中小企業全体におけるパソコン利用割合の状況＞      ・個人事業主 平成24年:30.9%(対前年比+2.7ポイント)      ・法人 平成24年:76.4%(対前々年比+8.2ポイント)      (出典)      個人事業主:平成23、24年「個人企業経済調査」(総務省)      法人:平成22、24年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)(平成23年は未実施)</p> <p>平成28年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人事業主              従業員数20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 50%</li> <li>・ 法人              従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合 90%</li> </ul> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年4月～平成28年3月)      今般、短期間で消費税率の二段階の引上げが行われ、中小企業の事務負担は増加することが懸念される中で、本措置が延長されなかった場合には、地域経済を支える中小企業の活力が削がれることとなる。</p>
--	--	-----------------------	--

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月)</p> <p>減収額と達成目標の実現状況との対比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減収額 (億円)</th> <th>個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)</th> <th>法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>520</td> <td>28.5</td> <td>75.1</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>164</td> <td>27.6</td> <td>64.9</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>243</td> <td>30.8</td> <td>70.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>本措置により、従業員20名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割合はともに上昇傾向にあり、中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させることが定量的に確認できる。</p> <p>・回帰分析による定量分析  少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上が0.20%(※)増加する。</p> <p>(※)平成25年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)の平成24年度税制利用のデータより分析  (重回帰分析結果)  <math>LN(\text{一人当売上高}/\text{従業員数}) = 7.57^{**} + 0.076LN(\text{設備投資額}/\text{従業員数})^{**} + 0.20LN(\text{少額特例利用額}/\text{従業員数})^{**} - 1.47 \text{ダミー農林水産業}^{*} + 0.26 \text{ダミー鉱業} + 0.24 \text{ダミー建設業} - 0.02 \text{ダミー製造業} - 0.53 \text{ダミー情報通信業}^{**} - 0.33 \text{ダミー運輸業}^{*} + 0.76 \text{ダミー卸売業・小売業}^{**} + 0.83 \text{ダミー不動産業}^{**} - 0.23 \text{ダミー飲食・宿泊業} - 0.43 \text{ダミー医療、福祉業} - 0.39 \text{ダミーその他サービス業}^{**}</math>  (備考)*:5%有意水準、**:10%有意水準、補正<math>R^2=0.389</math></p>	年度	減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)	法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)	20	520	28.5	75.1	22	164	27.6	64.9	24	243	30.8	70.0
年度	減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)	法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)																
20	520	28.5	75.1																
22	164	27.6	64.9																
24	243	30.8	70.0																
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、減価償却資産管理などの納税事務負担の軽減、事務の効率化による中小企業の活力向上を目的としており、補助金では、事務効率向上を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で、事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本措置は租税特別措置によるべき制度である。																
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業の納税事務負担の軽減を図るための他の支援措置はない。																
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置により、中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上が図られることにより、地域経済と地域雇用を支える中小企業の活力向上が図られることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。																
10	有識者の見解		—																
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月																